

民法学からのコメント

専修大学 法学部教授 芦野訓和

取引の基本法としての民法

契約自由の原則

前提: 対等・平等・自由な契約当事者

→ 社会の発展とそれに伴う取引形態の多様化

→ 前提の崩壊

→ 保護を必要とする取引と保護を必要とする人の登場

社会の発展に伴う修正の必要性

- ・保護を必要とする取引
 - 取引の複雑化
 - 保護を必要とする枠組み

- ・保護を必要とする人
 - 情報収集力・交渉力の格差
 - 新たな弱者の出現

公正取引委員会指針へのコメント

- 保護を必要とする取引の観点から
 - 取引の複雑化への対応
 - 基本契約(専属マネジメント契約) + 個別契約
 - 内容の明確化
- 保護を必要とする人の観点から
 - 交渉力の格差への対応
 - 交渉力の格差を利用した契約条項の制限
 - 未成年者への対応
 - 制限行為能力者保護規定の確認

改正安衛法へのコメント

- 保護を必要とする取引の観点から
 - 取引の複雑化への対応
 - 個別の契約を超えた全体の仕組みからの対応
 - 直接の契約関係にない者への安全配慮義務
- 保護を必要とする人の観点から
 - 特別な社会的接触関係にある者
 - 人的従属性＋場所的・環境的従属性

簡単なコメント

- 私人の法律関係、私人間取引の基本法である民法の内容を確認
- これまでの裁判で形成されてきた法理論の明文化



分かりやすく活動しやすいものとなり、取引の活性化につながる



 **SENSHU UNIVERSITY**

ご清聴ありがとうございました

 社会知性の開発をめざす
専修大学


社会知性の開発をめざす
専修大学